二　前項第二号に掲げる公益法人等　次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類
イ　当該公益法人等が当該贈与又は遺贈を受けた財産を前項第二号イに規定する不可欠特定財産としている場合　当該財産が当該不可欠特定財産とされたことを確認できる定款及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二十一条第二項第一号に規定する財産目録の写し
ロ　当該公益法人等が前項第二号ロに規定する財産を同号ロに規定する方法により管理している場合　当該財産が当該方法により管理されたことを確認できる当該公益法人等が施行令第二十五条の十七第七項第二号ロ⑵の所轄庁に提出した書類の写し

第十八条の十九第九項を同条第八項とし、同条第十項を削り、同条第十一項中「第四十条第五項」を「第四十条第五項第一号」に、「同条第五項」を「同号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「第四十条第五項に規定する財務省令」を「第四十条第五項第一号に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第四十条第五項」を「第四十条第五項第一号」に改め、同項第四号中「第四十条第五項第一号」に、「同項」を「同項後段」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の二項を加える。

11　法第四十条第五項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　法第四十条第五項第二号に規定する書類を提出する公益法人等の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号
二　当該公益法人等が法第四十条第三項の贈与又は遺贈を受けた同条第五項第二号に規定する財産（以下この項及び次項において「譲渡財産」という。）を管理している施行令第二十五条の十七第二十項に規定する方法及び次に掲げる公益法人等の区分に応じそれぞれ次に定める事項
イ　第七項第一号又は第二号に掲げる公益法人等　当該公益法人等の第八項第一号又は第二号ロの所轄庁の名称、当該譲渡財産が当該方法により管理されることにつき当該所轄庁に確認されたことを証する書類の発行年月日及び当該譲渡財産を当該方法により管理することが当該公益法人等の合議制の機関において決定された年月日
ロ　第七項第三号又は第四号に掲げる公益法人等　当該譲渡財産を当該方法により管理することが当該公益法人等の理事会において決定された年月日
三　当該公益法人等が譲渡をしようとする譲渡財産の種類、所在地、数量、譲渡予定価額及び譲渡予定年月日
四　当該譲渡財産を当該公益法人等に贈与又は遺贈をした者の氏名及び住所又は居所、当該贈与又は遺贈をした年月日並びに当該贈与又は遺贈に係る承認年月日
五　当該公益法人等が取得する法第四十条第五項第二号に規定する特定買換資産の種類、所在地、数量、取得予定価額、取得予定年月日、使用目的及び当該特定買換資産を第二号に規定する方法により管理することについての当該公益法人等の理事会その他の合議制の機関における決定予定年月日
六　その他参考となるべき事項

12　前項第一号に規定する書類を提出しようとする公益法人等は、当該書類に、譲渡財産が同項第二号に規定する方法により管理されたことを確認できる書類の写し（当該公益法人等が同号イに掲げる法人である場合には、当該譲渡財産が当該方法により管理されることにつき同号イの所轄庁に確認されたことを証する書類の写しを含む。）を添付しなければならない。

第十八条の十九第十五項第一号中「この項から」を削り、同項第六号、第十六項及び第十七項中「第二十五条の十七第二十一項第二号」を「第二十五条の十七第二十三項第二号」に改め、同条第十九項第一号イ中「第二十五条の十七第二十二項第一号」を「第二十五条の十七第二十四項第一号」に改め、同号ロ中「第二十五条の十七第二十二項第二号イ」を「第二十五条の十七第二十四項第二号イ」に改め、同号ハ中「第二十五条の十七第二十二項第二号ロ」を「第二十五条の十七第二十四項第二号ロ」に改め、同項第三号中「第二十五条の十七第二十六項」を「第二十五条の十七第二十四項第二号ロ」に改め、同号イ中「第二十五条の十七第二十三項第一号」を「第二十五条の十七第二十五項第一号」に改め、同号ロ中「第二十五条の十七第二十三項第二号」を「第二十五条の十七第二十五項第二号」に改め、同号ハ中「第二十五条の十七第二十三項第三号イ」に改め、同号ニ中「第二十五条の十七第二十三項第三号ロ」を「第二十五条の十七第二十五項第三号イ」に改め、同条第二十一項及び第二十二項中「第二十五条の十七第二十五項第一号」を「第二十五条の十七第二十六項第一号」に改め、同条第二十三項及び第二十四項中「第二十五条の十七第二十五項第二号」を「第二十五条の十七第二十六項第二号」に改め、同条第二十五項中「第二十五条の十七第二十三項第三号イ」を「第二十五条の十七第二十五項第三号イ」に改め、同項第二十六号中「第二十五条の十七第二十三項第三号ロ」を「第二十五条の十七第二十六項第二号」に改め、同条第二十九項第二号中「第二十五条の十七第二十六項」を「第二十五条の十七第二十八項」に改め、同条第三十一項中「第二十五条の十七第二十八項」を「第二十五条の十七第三十項」に改め、同条第三十二項中「第二十五条の十七第二十九項」を「第二十五条の十七第三十一項」に改める。

第十八条の十九の四第二号中「第百六十二条第一項」を「第二条第一項第八号の四ただし書」に、「租税条約を」を「条約を」に改める。

第十八条の二十第一項中「第二十五条の十九の三第十五項第三号」を「第二十五条の十九の三第十六項第三号」に、「第十八項」を「第十九項」に、「第十七項」を「第十八項」に改め、同条第三項中「第二十五条の二十二の三第二項」を「第二十五条の二十二の三第四項」に改め、同条第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項中「政令」を「外国金融機関に準ずるものとして政令」に改め、同項第四号中「第二十五条の二十二第一項第一号イ」を「第三十九条の十七第三項第一号イ」に、「外国金融機関」を「特定外国金融機関」に、「第十八項第五号」を「第十九項第五号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十一項及び第十二項」を「第十二項及び第十三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第五項から第七項まで」を「第六項から第八項まで」に、「第二十五条の二十二の三第十二項」を「第二十五条の二十二の三第十四項」に、「、第五項」を「、第六項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第五項から第七項まで」を「第六項から第八項まで」に、「第五項第一号」を「第六項第一号」に、「以下第八項」を「第七項」に、「第六項」を「第七項」に、「第十項」を「第十一項」に、「、第七項」を「、第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項第四号中「方針」を「評価方法」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「除く。以下第七項」を「除く。以下第八項」に改め、同項第一号中「第七項」を「第八項」に改め、「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号、次項及び第十八項において同じ。）」を削り、同項第二号中「第十二項第四号ロ」を「第十三項第四号ロ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「同項各号列記以外の部分」を「同条第二項第六号」に、「いう。次項から第十二項まで」を「いい、同項第七号に規定する外国金融子会社等に該当するものを除く。次項から第十三項まで」に、「第九項、第十項」を「第十項、第十一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　施行令第二十五条の二十二の三第七項に規定する財務省令で定める金額は、法人税法第六十一条の五第一項に規定するその他財務省令で定める取引に相当する取引に係る利益の額又は損失の額とする。

第十八条の二十に次の一項を加える。

20　第六項第一号、第七項及び前項に規定する電磁的記録とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。